



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*9 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

335 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 1

336 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) 2

337 道路の区域変更 (道路保全課) 2

338 道路の供用開始 (") 3

339 道路の区域変更 (") 3

340 道路の供用開始 (") 3

341 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 4

342 平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課) 5

○ 公告

日高港緑地塩屋緑地の指定管理者の指定 (港湾空港振興課) 7

○ 監査公表

監査公表第6号 7

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月14日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(3) 和歌山県議会との連絡調整に関すること。

第3条第2項第2号中「涉外」の次に「(第2条第3号及び第3条第2項第3号に規定する事務並びに他の部課室の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第39条中「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線及び一般国道42号自動車専用湯浅御坊道路」を「高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。)並びに一般国道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる道路をいう。)のうち一般国道24号(京奈和自動車道)及び一般国道42号(湯浅御坊道路)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月18日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成29年3月24日から施行する。

告 示

和歌山県告示第335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700790	フレーズ貴志川	紀の川市貴志川町長山277番地408	就労継続支援A型	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語障害） 知的障害者 精神障害者	有限会社マック	紀の川市貴志川町長山277番地408	平成29.3.1

和歌山県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業堅田大池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年3月15日から同年4月12日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局農林水産振興部農地課及び白浜町農林水産課

和歌山県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字下里字間所906番5地先から同町大字下里字間所904番1地先まで	旧	4.70 } 6.70	50.60	県道太地港下里線との重用延長28.80メートルを含む。
同上	新	4.90 } 6.85	48.80	県道太地港下里線との重用延長27.10メートルを含む。

和歌山県告示第338号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 南平野下里停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字下里字間所906番5地先から同町大字下里字間所904番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月14日

和歌山県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 太地港下里線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字下里字間所904番2地先から同町大字下里字間所943番1地先まで	旧	3.05 } 4.90	34.00	県道南平野下里停車場線との重用延長34.00メートルを含む。
同上	新	3.05 } 6.25	35.50	県道南平野下里停車場線との重用延長35.50メートルを含む。

和歌山県告示第340号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 太地港下里線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字下里字間所904番2地先から同町大字下里字間所943番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月14日

和歌山県告示第341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西ノ谷川（6-402-1-001）、東ノ谷（6-402-1-002）、真砂（6-402-1-003）、温川（6-402-1-012）、西谷（6-402-2-001）、北谷川天倉谷川（6-402-2-002）、宮ノ谷（6-402-2-003）、熊野谷川（6-402-2-008）、鍛冶屋川右支溪（6-402-2-009）、水上（6-402-2-010）、沢1（6-402-2-011）、沢2（6-402-2-012）、沢3（6-402-2-013）、内井川谷左支溪（6-402-2-017）、内井（6-402-2-018）、垣原（6-402-2-019）、下地（6-402-2-020）、温川1（6-402-2-021）、温川2（6-402-2-022）、温川3（6-402-2-023）、温川4（6-402-2-024）、温川5（6-402-2-025）、小畑橋（6-402-2-026）、皆ノ川2（6-402-2-028）、福定（6-402-2-030）、富田川右支溪（001）（6-402-2-901）、富田川右支溪（002）（6-402-2-902）、鍛冶屋川右支溪（6-402-2-903）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

富田川右支溪（001）（6-402-1-902）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第342号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成29年7月2日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成29年7月23日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成29年9月10日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

平成29年10月8日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込みの要件

郵送による受験申込みについては、次の（ア）又は（イ）に該当する者に限り行うことができる。

（ア）過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

（イ）離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

イ 受験申込受付期間及び受験申込方法

（ア）受験申込受付期間：平成29年4月3日（月）から同月17日（月）まで

（イ）受験申込方法：次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込みの要件

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試

験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

イ 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成29年4月10日(月)から同月17日(月)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

ウ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込みの要件

受験申込書の受付は、受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

イ 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 一般社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成29年4月20日(木)から同月24日(月)までの午前10時から午後5時まで

(イ) 一般社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成29年4月20日(木)及び同月21日(金)の午前10時から午後5時まで

(ウ) 一般社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市元鍛冶町1-5-6 仮屋建築工房内

b 受付期間 平成29年4月20日(木)及び同月21日(金)の午前10時から午後5時まで

ウ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成27年又は平成28年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成27年又は平成28年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書、若しくは平成27年又は平成28年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成29年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

エ 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、平成29年6月9日(金)(予定)に受験有資格者に発送する。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成29年12月7日(木)(予定)

合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成29年8月22日(火)(予定)に、木造建築士は同年9月5日(火)(予定)に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成29年6月7日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センターに対してその旨を申し出ること。

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港緑地塩屋緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 御坊市
- 2 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第6号

平成28年11月30日付け監査報告第14号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月14日

和歌山県監査委員 江 川 和 明
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 濱 口 太 史
 和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 寄附金収入において、受入権限がないにもかかわらず収入調定事務を行っていたので、適正に処理されたい。 (2) 駐車場使用料等に係る常時の前渡資金を随時の資金前渡者に支出していたので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づいた適正な事務処理の徹底を図った。 (2) 支出負担行為票作成時や支出決定時の入力確認を周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図った。

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 生活保護費返還金未収金については、平成27年度末で約61万円となっており、前年度末に比し約2万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。 (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約577万円となっており、前年度末に比し約10万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 (3) 特別障害者手当の資格喪失手続を行ったことを失念したため、誤払いが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正	注意事項 (1) 償還指導を継続的に実施した結果、平成28年12月末までに6万円の納付があった。 今後も、返還金の償還が途切れることのないよう、未納者への継続的な償還指導を実施していく。 (2) 新規未償還金の発生を防止するために、借主、連帯借受人、連帯保証人及び市町村担当者の同席面接を実施し、連帯債務の内容の周知等、貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書・電話により指導を行っている。 (3) 資格喪失者への誤払いを防ぐため、常に受給資格者の状況把握に努めるとともに、資格喪失等があれば、受給者台帳の手入れと併せて受給者データの更

に処理されたい。 (4) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。	新を同時に行うよう、周知徹底した。 (4) 未支給の旅費については、追給処理の手続を行っているところである。 今後は、関係規定に基づき適正に処理するよう、周知徹底した。
---	--

3 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 業務委託において、実績報告書を受領していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 早朝出発夜間帰着により旅費が発生するものについては、旅費を支給した。 早朝出発夜間帰着の条件を再度周知し、今後は、出張者による内容確認と命令権者の確認を併せて行い、適正に処理するよう、徹底を図った。</p> <p>(2) 受託者は実績報告書を作成・提示していたが、未受領のまま請求書のみを受領していたものであり、再度実績報告書の提出を求め、平成28年9月28日に受領した。</p>

4 伊都振興局建設部

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負契約不履行に伴う違約金が平成27年度に新たに59万円発生し、現在も収入未済となっている。 今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 駐車場使用料等に係る常時の前渡資金を随時の資金前渡者に支出していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 定期的な文書や電話による督促、債務者の支払能力の調査等を行っていたところ、債務者側との面談において、本件違約金について債務の承認及び支払意思の表明があつたことから、本課を通じて今後の督促手続等に遺漏がないよう、弁護士相談を行い、その結果を踏まえて引き続き債務者側と交渉を継続している。 なお、今後、交渉が難航又は不調に終わった場合は、法的手段に移行することも視野に入れ、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 今後は、前金払を行う当該会計年度中に請求書を受領し、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 今後は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）を遵守し、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において夜間帰着を命じているにもかかわらず、旅費計算書において日当加算をしていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>日当加算の不足金額については、速やかに追給処理を行った。 また、旅費計算時に厳密なチェックを怠ることのないよう、所属職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品調達台帳において、決裁者印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>物品調達台帳における決裁者印の押印漏れの事例については、直ちに是正を行い、今後、適正に事務処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) スクールバス運行等業務の委託において、仕様書に定める車両の消毒、定期清掃及びカーテン等のクリーニング(いずれも年3回)の履行を確認せずに委託費を支払っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 業務委託において、契約書に定める実績報告書の提出を受けず履行確認していた事例があった。また、契約書に定める実績報告書の提出前に検査していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) スクールバス運行等業務の委託については、今後、仕様書に定める事項の履行状況を確認し、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) スクールバス運行等業務の委託については、今後このようなことのないよう、履行確認及び検査調書の日付の確認等を徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(3) 今後、確認を徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p>

8 和歌山県かつらぎ警察署

監査実施年月日 平成28年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿及び旅費計算書の確認を徹底するとともに、決裁時におけるチェック機能を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

9 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 負担金に係る資金前渡において、資金前渡職員に交付された現金が債権者に渡されずに保管されていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 年間契約で支出を行う支出票審査において、所属から提供された契約書(写し)との照合を行ったことが確認できなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 委託料の支出において、契約で定めた支払期日より遅延していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 重量税に係る資金前渡において、前渡額が不足しており、改めて不足額を資金前渡し精算していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 有田総合庁舎の空調設備保守点検、エレベーター保守点検等、8件の業務委託において、契約書に定め</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 前渡資金の取扱いについて、十分に注意するよう担当職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう、確認作業を徹底している。</p> <p>(2) 審査に当たっては、十分注意するよう担当職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう、会計主幹と会計担当者による二重チェック作業を徹底している。</p> <p>(3) 今後適正に処理するよう担当職員に指示したところであり、支払依頼課においても「支払処理済」印の確認を徹底する。</p> <p>(4) 本件は、車検の重量税額が不足したため、後日不足分を支払ったものであり、今後適正に処理するよう、担当職員に指示している。 また、今後このようなことのないよう、適正な支出審査に努めている。</p> <p>(5) 「点検報告書」等を実績報告書と誤認していたものであり、十分に注意するよう担当職員に周知する</p>

<p>た実績報告書を受領せずに検査を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 有田総合庁舎（有田総合庁舎棟、湯浅保健所棟及び特殊車両棟）の清掃に関する業務委託契約において定める履行期限の延長について、契約当事者の協議が確認できなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 取り消した支出負担行為票と元の支出負担行為票がいずれも保存されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 旅費について、旅行命令簿への日当及び宿泊料調整の未記入により過払を行い、翌年度に収入調定している事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(9) 証明願に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあったため、適正に処理されたい。</p> <p>(10) 前渡資金支払調書において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。 ア 資金前渡職員が不在の際の決裁権者について誤りがあった。 イ 資金前渡資金の支払者印漏れがあった。</p> <p>(11) 他部の軽易な支出以外の支出事務を当部において処理していたため、適正に処理されたい。</p> <p>(12) 他部の随時の前渡資金を当部の資金前渡者に支出していたため、適正に処理されたい。</p> <p>(13) 支出負担行為即支出命令の支出票が決裁されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(14) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(15) 正当な債権者に渡すべき現金を権限がない者が一時的に保管していたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>とともに、今後このようなことのないよう、確認作業を徹底している。</p> <p>(6) 契約に基づき請負業者と協議を行ったが、その記録をしていなかったものであり、今後は適正に処理するよう、担当職員に指示している。</p> <p>(7) 所属職員に対し、取消しと削除のシステム上の事務処理の違いについて周知し、やむを得ず取消しを行った場合は、支出負担行為票等の関係帳票を破棄せず、決裁後保存しておくよう、徹底した。</p> <p>(8) 旅費計算に誤りがあり過払が発生したため、差額分を返納したものであり、過払分の返納処理は適正に完了している。 今後は、旅費計算に誤りが発生しないよう、旅行命令簿の作成に当たっては十分注意し、確認を徹底することを各課に周知した。</p> <p>(9) 貼付されていた3枚の県証紙のうち、1枚への消印ができていなかったものであり、十分注意するよう担当職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう、確認作業を徹底している。</p> <p>(10) 資金前渡職員である総務県民課長の不在時に代決権のないグループリーダーである主任が誤って代決していたもの及び単純ミスによる押印漏れであり、十分注意するよう担当職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう、確認作業を徹底している。</p> <p>(11) 事務効率化のため地域振興部で支出事務を行っていたものであるが、今後は担当部で処理するよう指示している。</p> <p>(12) 事務効率化のため地域振興部で処理していたものであるが、今後は担当部で処理するよう指示している。</p> <p>(13) 支出票の支払権者の決裁印が押印漏れになった単純ミスによるものであり、十分注意するよう担当職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう、確認作業を徹底している。</p> <p>(14) 旅費計算で自家用車利用とすべきところを公用車利用としたことによる過払が発生したため、差額分を戻入したものであり、過払分の返納処理は適正に完了している。 今後は旅費計算に誤りが発生しないよう、担当職員に周知徹底している。</p> <p>(15) 常時資金前渡により支出した案件で会計担当が支払処理を誤り支払期日前に出金したため、現金を会計係で一時保管したものであり、十分注意するよう担当職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう、確認作業を徹底している。</p>
---	--

10 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約1,374万円となっており、前年度末に比し約24万円増加している。 今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定によるものは比較的順調に返還されるが、同法第78条の規定による返還は相手の資力に関わりなく、不正受給の額を決定するため、その金額も多額となり未収金増加の要因となっている。 そのため、被保護者には返還金が生じないよう、</p>

切な債権管理に努められたい。

- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約138万円となっており、前年度末に比し約19万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成27年度末で約78万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (4) 軽易な支出以外の支出事務を他部で処理していたので、適正に処理されたい。

- (5) 随時の前渡資金を他部の資金前渡者に支出していたので、適正に処理されたい。

- (6) 結核審査協議会の委員の報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。

- (7) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

- (8) 旅行命令簿において、直行していないにもかかわらず直行命令していた事例があったので、適正に処理されたい。

- (9) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いが、次のと

保護開始時はもとより訪問の際にも申告義務の周知を行い、不正受給を防止するため、随時収入申告書及び給与明細書等の資料の提出を求めるとともに、年2回の収入申告書の一斉徴収で収入を把握している。

さらに、その内容確認のため、関係機関に協力を求め、課税調査等を実施し点検を行っている。

また、返還金が生じた場合には、債権額の全額を速やかに一括調定するのが基本であるが、生活状況を把握する中で、明らかに全額を一括返還できない場合は、履行延期の特約を行い、分割調定により対応指導している。

それでも納付がない場合は、電話連絡や自宅訪問により回収に努めているところである。

- なお、平成27年度には、過年度分の債務者2名が完納となったところであるが、未納者の状況を的確に把握しながら、引き続き償還指導を行っている。

- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の生活状況を把握するためにも電話や自宅訪問等を行い、日々償還指導に取り組んでいる。

滞納については、早期の対応が重要であるため、督促状を発送してもなお未納の場合は、納期限後3か月経過すれば借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に来所してもらう等の方法により償還を促している。

また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付に際しては厳正な審査を行い、借主及び連帯保証人に対し面接を行い、貸付の趣旨、連帯債務及び滞納時の違約金について確認を行うとともに、償還開始の時期が来た借主に対しても、償還意識を強く持たせるよう、文書や電話で指導しているところである。

- (3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、現在対象者が2名おり、返済計画に基づいて返済を行っている。

返済が滞る際には、自宅訪問、電話連絡及び文書通知により本人に対し返済を促している。

今後とも、返還金発生未然防止のため、支給月の前月に町役場へ文書により、受給者の異動状況を照会・確認するとともに、年1回の定時所得状況届提出時には、受給者に対し調査表の提出を求めることにより、返還金発生未然防止に努めていく。

- (4) 庶務の事務集中化による地域振興部総務県民課での所掌以外の支出事務については、当部で処理を行うよう改めている。

- (5) 庶務の事務集中化による随時の前渡資金の支出と誤認される資金前渡者名であったため、これを改め支出を行っている。

- (6) 感染症の診査に関する協議会委員の委員委嘱については、健康推進課が行っているため、同課から該当医療機関に対して説明し、今後の処理方法について協議中である。

- (7) 往復の距離が100kmを超える旅程の出張に関しては、外出承認ではなく旅行命令として取扱うよう、周知徹底している。

- (8) 勤務公署に一旦出勤している職員の旅行命令については、直行扱いとならないことなども含め、旅費事務全般に関し周知徹底している。

- (9) 証紙売りさばきについては、複数人で窓口対応し

おり不適切であったので、適正に処理されたい。
 ア 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。
 イ 収納員から別の収納員に歳入金引き継がれていた。

(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納に係る違約金について、金額が確定しているにもかかわらず調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。

た場合、実際に現金を収受した収納員の現金出納簿を作成することとしていたが、現金出納簿の作成時に誤入力があり、不適切なものとなっていた。

今後、このようなことのないよう、現金出納簿の作成時には、現金を収受した収納員名を正しく入力するよう、周知徹底した。

(10) 対象となる2件の違約金について、確定手続を行う前に不徴収の申出があり、うち1件については関係書類が整ったため、不徴収を決定した。残る1件については、必要書類を請求しているところである。

11 有田振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 委託料の支出において、契約で定めた支払期日より遅延していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支払期日を契約書のとおりとし、適正に支出を行うよう徹底するとともに、今後、このようなことのないよう、支払未処理案件の有無について、支出負担行為票の支出経過欄等の確認を徹底するよう、文書で周知した。</p>

12 有田振興局建設部

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成27年度末で約222万円となっており、前年度から回収が進んでいない。 今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 所得税の徴収額を誤り過控除し、歳入歳出外現金の払渡処理を行った事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 吉備金屋線開通式典に係る委託業務請書を徴しているが、変更請書の徴取に当たり、別契約とすべき海南金屋線開通式典に係るものを追加していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 河川占用料の収入調定（バッチ処理）において、次の不適正な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 債権債務者番号の入力を誤り、別人に対して調定・納付通知書発布後、調定を削除し、改めて本</p>	<p>注意事項 (1) 未納者は、現在1名であり、行政代執行を行った平成24年度に調査を行ったところ、生活困窮で生活保護受給中であるため、執行停止の執り、現在に至っている。 なお、平成28年9月時点の調査においても、当該者は生活保護受給中であり、引き続き適正な債権管理に努める。</p> <p>(2) 個人事業主への委託料の支払において、支出金額に対して所定の税率で源泉徴収すべきところ、計算を誤って過控除していたものであり、過控除分については、直ちに業者に還付済みである。 今後、このようなことのないよう、支払の際には、所得税源泉徴収額の計算の確認について徹底を図っている。</p> <p>(3) 往復の距離が100km以上の公用車に係る旅行を、外出承認簿に記載していた分については、旅行命令簿を作成し、過年度分として旅費を支出した。 また、正しい基準により外出承認簿及び旅行命令簿を作成するよう所属職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知を所属職員に再度周知し、適正な処理を徹底している。</p> <p>(5) 変更契約を行う際には、別契約とすべきかどうか精査の上、契約形態を決定するよう改める。</p> <p>(6) 次のとおり対応した。 ア 担当者が債権債務者番号の確認を誤り、そのまま調定・納付通知書の内容確認を行わなかったこ</p>

<p>来徴収すべき相手に対して調定をしていた。</p> <p>イ 河川占用料を徴収しないこととした相手に対して調定を行っていたため、その調定を削除しているが、関係書面が確認できなかった。</p>	<p>とによるものであり、今後、このようなことのないよう、担当者に加え、グループリーダー及び副担当者等による複数チェックを行うこととし、適正な処理を徹底している。</p> <p>イ 平成25年度に河川の占用を許可したが、占用者の事情により未利用のままとなっていたことから、当該占用に係る廃止届を提出するよう指導していたが、届出が提出されなかったため、当該占用許可に係る廃止処理を行っていなかったことによるものであり、引き続き、占用者に対して廃止届を提出するよう指導を行い、届出が提出されない場合は、河川法（昭和39年法律第167号）に基づき、適正に処理を行っていく。</p>
---	---

13 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品調達に係る消耗品の納品において、納品検査が複数の職員でなされていなかったため、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 資金前渡の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所屬長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品処理については、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理するよう、担当職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 旅費の過渡し分については、平成28年10月中に返納するとともに、今後は、旅費計算の誤りが無いよう、担当職員に注意喚起を行った。</p> <p>(3) 今後このような処理誤りが無いよう、担当職員に注意喚起を行った。</p> <p>(4) タクシー乗車券交付簿（管理簿）を整備するとともに、適正に処理するよう、担当職員に周知徹底した。</p>

14 紀中県税事務所

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.7%と前年度に比し0.3ポイント増加し、平成27年度末の収入未済額も約1億1,794万円と、約2,365万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約90%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 個人県民税の税収確保に向け、市町との連携を強化するとともに市町の状況把握に努め、必要と認める市町に併任派遣等の支援を実施することとしている。</p> <p>今年度は御坊市、有田川町、日高町及び印南町を重点支援市町として、併任派遣を実施することとし、既に各市町には3名ずつ派遣している。</p> <p>地方税法第48条に基づく直接徴収は10市町から大口困難案件等の引継ぎを受け実施している。</p> <p>また、地域連携による徴収対策として、地域ブロック会議や研修会を実施し、徴収力の向上に努めている。</p> <p>収入未済額の縮減については、県税事務所で策定した「平成28年度徴収対策」に基づき、滞納整理を効果的に実施するとともに、行動目標を設定の上、進行管理を行い、収入未済額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>(2) 備品の現在高と現物との相違分については、物品</p>

長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

管理簿の現在高の数量を現物の正しい数量に改めた。
今後このようなことのないよう、適正に備品を管理していく。

15 和歌山県立箕島高等学校

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅費計算書において、今後計算誤りがないよう、担当者以外の複数の職員で厳正にチェックを行っていく。</p>

16 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿における旅行命令権者の使用承認漏れについては、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底を図った。</p>

17 和歌山県立耐久高等学校

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 備品を購入するごとに物品管理システムで規格等を的確に登録し、物品管理簿を作成すると同時に独自で補助簿を作成して、管理を徹底していく。 また、現場管理については、当該備品を購入した年度末に再度確認するようにしていく。</p>

18 和歌山県湯浅警察署

監査実施年月日 平成28年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 (2) 平成27年度に実施した消防用設備等の保守点検の結果、「不良」と判定された設備について、必要な修繕を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 旅行命令簿及び旅費計算書の確認を徹底するとともに、決裁時におけるチェック機能を強化し、適正な事務処理に努める。 (2) 保守点検の結果、不良箇所があれば早期に修繕等の措置を講じ、適正な施設維持管理に努める。</p>